

につちゅういちじしえん さーび すりようけいやくしょ  
【日 中一時支援サービス利用契約書】

まつやまふくしえん い か 「じぎょうしょ」 りよう きぼう もの い か りようしゃ しやがいふくし  
松山福祉園（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下「利用者」といいます。）と社会福祉  
ほうじん ふくずみかい りじちよう よしの みちこ じぎょうしょ りようしゃ たいしてていきよう につちゅういちじしえん さーび す  
法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対して提 供する日 中一時支援サービスにつ  
いて、次のとおり契約します。

けいやく もくてき  
(契約の目的)

だい1じよう けいやく りようしゃ ゆうするのりよく おうじじりつ にちじようせいかつ いとなむ  
第1条 この契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日 常生活を営むことができるよう、  
にゆうよく はいせつ しよくじなど しえん そ たにちじようせいかつ せ わ おこなう りようしゃ しんしん きのう  
入 浴、排泄、食事等の支援その他日 常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身の機能の  
い じならび りようしゃ かぞく しんたいてき せいしんてきふたん けいげん はかる もくてき につちゅういちじしえん  
維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、日 中一時支援の  
さーび す さだめます  
サービスについて定めます。

につちゅういちじしえん さーび す ないよう  
(日 中一時支援サービスの内容)

だい2じよう じぎょうしょ べつし じゅうようじこうせつめいしょ さだめるないよう につちゅういちじしえん さーび す ていきよう  
第2条 事業所は、別紙「重 要事項説明書」に定める内容の日 中一時支援サービスを提 供します。  
2. につちゅういちじしえん さーび す ていきよう しせつ せいかつしえんいん さぎょうしどういん かんごしなど につちゅういちじしえん  
日 中一時支援サービスの提 供は、施設の生活支援員、作業指導員、看護師等の日 中一時支援  
さーび す じゅうじしゃ い か じゅうぎようしゃ あたります  
サービス従事者（以下「従 業 者」といいます。）が当たります。  
3. じぎょうしょ りようしゃ しょうがいていどまた りようしゃほんにん かぞくなど ふようぎむしゃ だいにんなど い か かぞく  
事業所は、利用者の障 害程度又は利用者本人やその家族等の扶養義務者や代理人等（以下「家族・  
こうけんにんなど きぼう りようしゃ につちゅういちじしえん さーび す ていきよう  
後見人等」といいます。）の希望により、利用者に日 中一時支援サービスを提 供します。  
4. じぎょうしょ にちじようせいかつうえ えんじょ につちゅうかつどうしえん あた っ て りようしゃ じりつ しえんおよびにちじよう  
事業所は、日 常生活上の援助や日 中活動支援に当たっては、利用者の自立の支援及び日 常  
せいかつ じゅうじつ し す る たいおう  
生活の充 実に資するよう対応します。  
5. じぎょうしょ りようしゃ しよくじ かんし りようしゃ えいよう しんたいじようきようおよびしこう こうりょ てきせつ  
事業所は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体 状 況 及び嗜好を考慮するとともに、適切  
じかん しよくじ ていきよう  
な時間に食事の提 供をします。

けいやくきかん  
(契約期間)

だい3じよう けいやく きかん れいわ ねん つき ひ れいわ ねん つき ひ  
第3条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までです。ただし、契約  
きかんまんりょうご おなじないよう けいやく おこなうばあい そうほう どうい じどうこうしん  
期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、双方の同意をもって自動更新できます。

## そうだんおよびしえん (相談及び支援)

だい4じょう じぎょうしよ つねにりようしゃ しんしん じょうきよう おか れ て かんきようなど てきかく はあく つとめ りようしゃ  
第4条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者  
また かぞく こうけんにんなど そうだん てきせつ おうじる ひつよう じよげん そ の た えんじよ おこないます  
又は家族・後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

## けんこう ち え っ く (健康チェック)

だい5じょう じぎょうしよ つねにりようしゃ けんこう ちゆうい けんこう ほ じ てきせつ そ ち こうじます  
第5条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

## けいやくしゅうりよう じ えんじよ (契約終了時の援助)

だい6じょう じぎょうしよ にっちゅういちじしえん さー び すていきよう しゅうりよう かいやく ばあい ふくみます さいしひつよう えんじよ  
第6条 事業所は、日中一時支援サービス提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し必要な援助  
おこなう しゅうりよう むね とうがいしちょうそん れんらく  
を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

## きんきゅう じ えんじよ (緊急時の援助)

だい7じょう じぎょうしよ りようしゃ びょうじよう きゅうへん しょうじたばあい そ の た ひつよう ばあい すみやか きゅうきゅういりよう  
第7条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療  
きかんまた きょうりよくいりようきかん じゅしんいりようきかんなど しんりよう いらい りようしゃ かぞく こうけんにんなど たいし  
機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼し、利用者の家族・後見人等に対し、  
きんきゅう れんらく  
緊急に連絡します。

## じぎょうしよ ぎ む (事業所の義務)

だい8じょう じぎょうしよ にっちゅういちじしえん さー び すていきよう りようしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ  
第8条 事業所は、日中一時支援サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保  
はいりよ  
に配慮します。

- じぎょうしよ けいやく もとづくないよう りようしゃ かぞく こうけんにんなど しつもんなど たいしててきせつ せつめい  
2. 事業所はこの契約に基づく内容について、利用者や家族・後見人等の質問等に対して適切に説明  
おこないます  
を行います。
- じぎょうしよ にっちゅういちじしえん さー び す ていきよう りようしゃ こうどう せいげん こうい  
3. 事業所は日中一時支援サービスの提供にあたっては、利用者の行動を制限する行為を  
おこないません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体、財産を保護するため緊急  
やむを得ないばあい かぎり  
やむを得ない場合はその限りではありません。

## しゅひ ぎ む (守秘義務)

だい9じょう じぎょうしよ せいとう りゆう かぎり ぎょうむじょうし り え た りようしゃまた かぞく こうけんにんなど ひみつ ほ じ  
第9条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族・後見人等の秘密を保持  
ぎ む おい ます  
する義務を負います。

2. 事業所は、日 中一時支援サービス従事者が、在 職 中知り得た利用者又は家族・後見人等に関する秘密をその退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者の個人情報 をサービス調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族・後見人等の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。ただし、日 中一時支援サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族・後見人等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

## （利用料金）

- 第10条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める地域生活支援事業給付費、利用者負担額の月ごとの合計金額を事業所に支払います。ただし、上記市町村が定める地域生活支援事業給付費については、利用者にかわり市町村より代理受領します。
2. 事業所は、利用者が希望する地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金を利用者に請求できます。
3. 事業所は、日 中一時支援サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族・後見人等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族・後見人等の同意を得ます。
4. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者に対して、を日 中一時支援サービス行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

## （利用料金の支払方法等）

- 第11条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を月ごとに支払います。
2. 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、翌月10日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、翌々月末日までに支払います。
4. 事業所は、利用者からの利用料金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。た

だし、銀行振込の場合は、振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

5. 地域生活支援事業給付費支給対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

## (契約の終了)

第12条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に、障害程度区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が指定の取り消しを受けた場合
- (6) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

## (利用者からの契約の解除)

第13条 利用者は、2日以上予告期間において利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはサービス従事者が、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- (3) 他の利用者が、利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- (4) 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

## (事業所からの契約の解除)

第14条 事業所は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し契約解除の理由を示した利用

解除書で通知し、2日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は利用者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- (3) 利用者が通知を行わずサービスの利用を行わなかった場合
- (4) 利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合

#### （損害賠償）

第15条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要に応じて当該市町村に連絡を行う等速やかに必要な対応を行います。

2. 事業所は、サービスを提供する上で、事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

#### （損害賠償がなされない場合）

第16条 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- 一 利用契約者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者が事業所もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

## 利用者<sup>りようしゃ</sup>の損害賠償責任<sup>そんがいばいしょうせきにん</sup>

第17条 利用者<sup>りようしゃ</sup>の故意又は重大<sup>こゝろまた</sup>な過失<sup>じゅうだいい</sup>により、その責<sup>せき</sup>に帰すべき事由<sup>かえすじゆう</sup>により事業所・日中一時支援<sup>じぎょうしょにちちゅういちじしえん</sup>  
サービス従業者<sup>さーびすじゅうぎょうしゃ</sup>・その他第三者<sup>そのただいさんしゃ</sup>に損害<sup>そんがい</sup>が発生<sup>はっせい</sup>した場合は、利用者<sup>りようしゃ</sup>の責任能力<sup>せきにんのうりよく</sup>を鑑み<sup>かんがみ</sup>その  
賠償責任<sup>ばいしょうせきにん</sup>を負<sup>お</sup>うものとします。

## 情報<sup>じょうほう</sup>の保存<sup>ほぞん</sup>

第18条 事業所<sup>じぎょうしょ</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>に対する日中一時支援サービス<sup>にちちゅういちじしえんさーびす</sup>の提供<sup>ていきよう</sup>に関する書類等<sup>かんするしよるいなど</sup>を整備<sup>せいび</sup>し、この契約<sup>けいやく</sup>  
終了後<sup>しゅうりようご</sup>5年間<sup>5ねんかん</sup>保存<sup>ほぞん</sup>します。  
2. 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、事業所<sup>じぎょうしょ</sup>にて当該利用者<sup>とうがいりようしゃ</sup>に関するサービス記録<sup>かんするさーびすきろく</sup>を閲覧<sup>えつらん</sup>できます。  
3. 利用者<sup>りようしゃ</sup>は、当該利用者<sup>とうがいりようしゃ</sup>に関するサービス記録<sup>かんするさーびすきろく</sup>の複写物<sup>ふくしゃぶつ</sup>の交付<sup>こうふ</sup>を受けることができます。ただし、  
複写物<sup>ふくしゃぶつ</sup>に関しては、事業所<sup>じぎょうしょ</sup>は利用者<sup>りようしゃ</sup>に対して実費相当額<sup>たいしてじっぴそうとうがく</sup>を請求<sup>せいききゅう</sup>できるものとします。

## 苦情<sup>くじょう</sup>解決<sup>かいけつ</sup>

第19条 利用者<sup>りようしゃ</sup>又は家族・後見人等<sup>かぞくこうけんになど</sup>は、事業所<sup>じぎょうしょ</sup>が提供<sup>ていきよう</sup>したサービスに関する苦情<sup>さーびすかんするくじょう</sup>がある場合は、いつ  
でも別紙「重要事項説明書<sup>べっしじゅうようじこうせつめいしょ</sup>」に記載<sup>きさい</sup>されている苦情受付窓口<sup>くじょううけつけまどぐち</sup>に苦情<sup>くじょう</sup>を申し立て<sup>もうしたてる</sup>ることができま  
す。事業所<sup>じぎょうしょ</sup>は、苦情<sup>くじょう</sup>が申し立て<sup>もうしたて</sup>られた場合は、速やか<sup>すみやか</sup>に事実関係<sup>じじつかんけい</sup>を調査<sup>ちょうさ</sup>し、その結果<sup>けつか</sup>、改善<sup>かいぜん</sup>  
必要性<sup>ひつようせい</sup>の有無<sup>うむ</sup>及びその方法<sup>ほうほう</sup>について、利用者<sup>りようしゃ</sup>又は家族・後見人等<sup>かぞくこうけんになど</sup>に文書<sup>ぶんしょ</sup>で報告<sup>ほうこく</sup>します。  
2. 事業所<sup>じぎょうしょ</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>又は家族・後見人等<sup>かぞくこうけんになど</sup>が苦情<sup>くじょう</sup>の申し立て<sup>もうしたて</sup>をした場合に、これを理由<sup>りゆう</sup>として利用者<sup>りようしゃ</sup>  
に対し<sup>たいし</sup>、一切<sup>いっさい</sup>の不利益<sup>ふりえき</sup>を与え<sup>あたえ</sup>ません。

## 虐待<sup>ぎやくたい</sup>・拘束<sup>こうそく</sup>

第20条 従業者<sup>じゅうぎょうしゃ</sup>は従業者間相互<sup>じゅうぎょうしゃかんそうご</sup>において、利用者<sup>りようしゃ</sup>に対しての虐待<sup>ぎやくたい</sup>・拘束等<sup>こうそくなど</sup>について防止<sup>ぼうし</sup>するもの  
とする。

## 身元引受人<sup>みもとひきうけにん</sup>

第21条 事業所<sup>じぎょうしょ</sup>は、利用者<sup>りようしゃ</sup>に対し緊急時<sup>たいしきんきゅうじ</sup>の連絡等<sup>れんらくなど</sup>のため、身元引受人<sup>みもとひきうけにん</sup>を求め<sup>もとめ</sup>ます。

<sup>さいばんしょかつ</sup>  
(裁判所轄)

<sup>だいににじょう</sup> 第 22 条 <sup>けいやく</sup> この契約に関する<sup>かん</sup>訴訟<sup>する</sup>の<sup>そしやう</sup>裁判所<sup>さいばんしょかつ</sup>轄は、<sup>じぎやうしょ</sup>事業所の<sup>しょざいち</sup>所在地<sup>かんかつ</sup>を<sup>さいばんしょ</sup>管轄する裁判所とします。

<sup>そ の た</sup>  
(その他)

<sup>だいににじょう</sup> 第 23 条 <sup>けいやく</sup> この契約に<sup>さだめ</sup>定め<sup>ない</sup>ない<sup>じこう</sup>事項<sup>ちてきしょうがいしやふくしほう</sup>については、<sup>そ の た</sup>知的障<sup>かんけいほうれい</sup>害<sup>したがいりようしや</sup>者<sup>かぞく</sup>福祉法<sup>きょうぎ</sup>その他<sup>けってい</sup>関係法令に従い利用者・家族・  
後見人等が信義に従い誠実に協議して決定します。

ほんけいやく かいやく せいりつ しょうする けいやくしょ つう さくせい りようしゃおよびじぎょうしょ しょうめいおういん  
本契約について、家族・後見人等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するものとします。

じょうき けいやく せいりつ しょうする けいやくしょ つう さくせい りようしゃおよびじぎょうしょ しょうめいおういん うえかくじ  
上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自  
1つう しょうじ  
1通を所持します。

れいわ ねん つき にち  
令和 年 月 日

りようしゃ じゅうしょ  
利用者 住所 \_\_\_\_\_

しめい  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

じゅうしょ  
立会人 住所 \_\_\_\_\_

しめい  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

りようしゃ かんけい  
利用者との関係 ( )

じゅうぎょうしゃ じゅうしょ ち えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち  
事業所 所在地 愛媛県松山市福角町 甲1829番地

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん ふくずみかい  
事業者名 社会福祉法人 福角会

だいひょうしゃめい りじちょう よしの みちこ  
代表者名 理事長 芳野 道子